

## 令和4年6月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和4年6月10日(金)午前9時30分から10時15分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第28号) 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正  
について(教育局)

日程第 2 (議案第27号) 中学校給食の全員喫食の在り方に係る諮問について(教  
育局)

4. 報告案件

日程第 3 (報告第9号) 相模原市教育支援委員会について(青少年相談センター)

日程第 4 (報告第10号) 相模原市子どものいじめに関する審議会について(学校  
教育課)

日程第 5 (報告第11号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会について  
(学校教育課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長 高 橋 良 明

学校給食・規模適正化  
担 当 部 長

片 岡 聡 一

学校教育部長	細川 恵	生涯学習部長	増田 美樹夫
教育局参事 兼教育総務室長	兼杉 千秋	教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的場 秀剛
教育局参事 兼学校給食課長	鈴木 一広	学校給食課総括副主幹 (管理運営・小学校班)	吉成 弘枝
学校給食課総括副主幹 (企画推進班)	林 壮太	学校教育課長	松本 祥勝
学校教育課総括副主幹 (人権・児童生徒指導班)	前島 利広	青少年相談センター 担当課長(教育支援班)	岡野 陽一
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗原 明伸	教育総務室主任	阿部 恵理

## 開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会6月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、宇田川委員と岩田委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。

本日の会議の日程1、議案第28号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程1については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

### 中学校給食の全員喫食の在り方に係る諮問について

鈴木教育長 はじめに、日程2、議案第27号、「中学校給食の全員喫食の在り方に係る諮問について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 それでは、議案第27号につきましてご説明申し上げます。

本議案につきまして、まず、諮問事項でございますけれども、中学校給食の全員喫食の在り方といたしまして、1、本市にとってふさわしい給食提供の実施方式、2、全員喫食の環境を活用した食育の方針について諮問させていただくものでございます。

次に諮問理由でございますけれども、中学校給食の全員喫食の実現に向け、本市にとってふさわしい給食提供の実施方式及び全員喫食の環境を活用した食育の方針について検討するため、学識経験者、市民、保護者、学校長といった幅広い分野の方から意見を聴取する必要があることから、学校給食あり方検討委員会に諮問するものでございます。

次に答申希望時期でございますが、中間答申といたしまして、本年11月頃に給食提供の実施方式といったものをいただきたいと思いますと考えてございます。

また、全員喫食の環境を活用した食育の方針を含めた最終答申を、令和5年7月頃にいただきたいと考えてございます。

提案の理由につきましては、本年4月1日に施行いたしました学校給食あり方検討委員会規則第2条の規定に基づきまして、委員会に対して諮問いたしたく、提案するものでございます。

以上で、議案第27号、中学校給食の全員喫食の在り方に係る諮問についてご説明をさせていただきました。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 あり方検討委員会ということで、約1年間の審議期間かと思うのですが、1年間で何回程度この検討委員会を開催される予定なのか教えてください。

鈴木学校給食課長 会議の予定回数でございますけれども、今のところ年4回で合計8回程度を想定しているところでございます。

以上でございます。

白石委員 11名の方が委員になって検討されるということかと思えますけれども、いずれにしても、この先、相模原市の中学校給食の方向性を大きく左右する委員会になるかと思えますので、ぜひ議論を尽くしていただいて、検討をしていただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

平岩委員 確認なのですが、この中学校給食は最終的にいつ、どんなふうに進めていくのかというところを教えてくださいたいのですが。

鈴木教育長 いつというのは。

平岩委員 実施方式を変えていくとか、いつ頃を目途に進めていくのか、それによって、この審議期間というのも適当な長さというのがあるのではないかとと思われるので。

鈴木学校給食課長 現段階におきましては、まず、今年度中に今後の方針を定めてまいりたいというのが1つの考え方でございます。これ、あくまで目標でございますけれども、令和8年中の実施を目指しまして、今後、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

平岩委員 分かりました。令和8年ということであれば、この審議期間というのも、承知いたしました。

岩田委員 先ほど中間答申のところで給食提供の実施方式を報告していただいて、最終のところ全体をと伺ったのですが、これ、何かしらお考えがあったと思うのですが、中学校給食の全員喫食を考えたときに、まず食育の方針というのを立てて、それでどういう実施方式にするのかなと思ったのですけれども、先に実施方式を中間で出してもらおうというのは、どういう検討だったのか教えてください。

鈴木学校給食課長 おっしゃるとおり、どういった方式で給食を出していくのか、それと、食育を進めていくのかは、切っても切り離せない関係でございまして、まず、初年度は両方の議論を進めてまいりたいと考えてございます。

ただ、この給食の実現に向けて、スピード感を持って進めていきたいというところを考えますと、答申をいただいた後、時間がかかるのが、施設整備の部分になってまいります。施設整備を先行させていただきたいということを考えてございまして、中間答申の段階で実施方式についてお答えを一旦いただいて、それに即した形で、その後、施設整備の取組を進めまして、同時に食育の議論も深めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

鈴木教育長 若干分かりにくいのですが、通常ですと、答申をいただいてから市の中で検討して、方針案、それから具体的に用地を探したり、施設整備したりということで、かなり時間もかかってしまうということで、先にある程度、方針めいたものをいただきながらハードの部分をどうすればいいのかというのを庁内でも検討して、それで時間短縮を図ろう、早く子どもたちに、この検討委員会から提言いただいた内容を実現したいという思いで2段階方式になっていると、そういうことでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第27号、「中学校給食の全員喫食の在り方に係る諮問について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

#### 相模原市教育支援委員会について

鈴木教育長 次に日程3、報告第9号、「相模原市教育支援委員会について」、事務局より説明いたします。

岡野青少年相談センター担当課長 報告第9号、相模原市教育支援委員会について、ご報告いたします。

相模原市教育支援委員会について、1、設置目的等ですが、障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の就学及び支援に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること、委員の数は20人以内、委員の任期は1年、補欠の委員の任期に当たっては、前任者の残任期間となっております。

2、委員についてですが、医師、児童及び生徒の発達及び心理に関し知識経験のある者、学識経験のある者、小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所の長を任命しております。

3、活動内容及び会議開催実績等ですが、昨年度は7月、9月、10月、11月と年4回行いました。

続きまして、相模原市教育支援委員会委員名簿についてですが、今年度の委員15名は、表のとおりになっております。今年度は、この委員を推薦させていただき、行ってきたいと思います。

以上、ご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 まず、この委員会の所管する児童生徒が過去においてでも構わないですが、大体どの規模の人数を所管するのかということと、委員の数が20人以内の中で今、15名ということですが、当然足りてはいると思うのですが、どうして15名で収まっているのかという疑問もありますので、お教えてください。

岡野青少年相談センター担当課長 1つ目についてですが、例年300人ほどでございます。内訳としましては幼稚園、保育園から小学校に上がるというところで、大体270件程度、それから小6から中1に上がるという段階での児童生徒が30件程度となっております。

続きまして、2つ目の20人以内のところは15名ということについてですが、基本的に委員の構成の(1)から(5)のところ、例年、この規模で開催をさせていただいており、意見の方も充実して出されていることから、この人数が適切ではないかと思いついて、この人数で行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

宇田川委員 この委員の選出区分なのですけれども、区分によって少しバランスがあまり取れてないのかなというような気もいたしますけれども、その点について、お伺いさせていただきます。

岡野青少年相談センター担当課長 構成について人数のバランスというところでございますが、今現在、人数が1名や5名のところがあるかと思えます。その件に関しては、今の段階でお答えが難しいところでございます。

細川学校教育部長 補足をさせていただきます。

構成委員のバランスでございますが、この教育支援委員会に諮問する以前のところで、就学相談員の方を中心に、あと陽光園の方とも連携しながら、かなり細かく保護者とのやり取りをつなげております。

そうした中で実際、小学校に入学する児童に対しましては、幼稚園や保育園等々に実際に行き、状態像をつかんだりということで、就学相談に上がる以前のところでかなり地域ごとの就学相談員の結果を踏まえた話合いなどもたくさん行う上で、こちらに来ております。

そうした中で、最後の検討というところでは今回、就学相談に上がる児童生徒につきましては、小学校、あるいは中学校、義務教育学校、または特別支援学校等々に行きますので、まず、その入学した先での学びについて、どちらがふさわしいかというところにまず力量を置くのと、あと医学的な見地から見て、その子はその結論が妥当かどうかということに重きを置いておりますので、医師であるとか、教員の数が多くなっているところが1つございます。

今、申し上げましたように、幼稚園等の方については、それ以前のところでかなり現場で声を拾っておりますので、バランス的には少なくなっております。今、青少年相談センター担当課長が申し上げましたのは、心理の専門家であるとか、学識の部分なのですが、現状、何か支障があるということはないのですが、委員からいただいたご意見などもありますので、そういったところは今後、検証していくという意味でお答えさせていただきました。

宇田川委員 配慮が必要な子どもたちというのが、保育とか教育の現場でどういう困り感が現れてくるのかということからやはり考えないと、捉えていかないと、力強い支援にはなかなかつながらないと思いましたので、そういった意味で、医師の医学的な観点から

だけではなくて、やはり現場の中で実際、教育現場の生活の中でどういう困り感として出てくるかというような観点からも、ぜひ支援を考えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

白石委員 委員の任期が1年ということで、継続される方も多いようなのですが、今年度、1期目の方が4名、15人のうち4名の方が新しい方になるということかと思うのですが、毎年、この程度の入替わりなのでしょうか、教えていただけますでしょうか。

岡野青少年相談センター担当課長 毎年、このような割合の入替わりとなっております。

基本的に、学校の校長会の会長であるとか、養護学校の校長先生が替わられたときには、その立場の方にご出席いただいておりますので、そこで1期目となることが多いです。

白石委員 ちょっと気になったのは、いわゆる目線というのでしょうか。あまり多く入れ替わることによって、ぶれたりすることがちょっと気になりましたが、校長先生方の役の入替わりということで、引継ぎがされるのだらうと思います。15名の約3分の1程度入れ替わるとということで、その年によって考え方とか見方がぶれないように、また、逆に言うと、柔軟な発想というのも必要だと思いますので、その辺のバランスを保っていただければと思います。

以上です。

鈴木教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

この件、報告ですので、終了させていただきます。

#### 相模原市子どものいじめに関する審議会について

#### 相模原市子どものいじめに関する調査委員会について

鈴木教育長 次に日程4、報告第10号、「相模原市子どものいじめに関する審議会について」、日程5、報告第11号、「相模原市子どものいじめに関する調査委員会について」は関連しますので、事務局より一括して説明いたします。

松本学校教育課長 それでは、報告第10号及び報告第11号について、ご説明申し上げます。

いずれも子どものいじめに関する附属機関に係るものでございます。

はじめに、報告第10号の資料、1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧いただけたらと存じます。相模原市子どものいじめに関する審議会についてでございます。

まず、1番目といたしまして、設置目的等でございますが、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づきまして、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて、調査、審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するというところでございます。

続きまして、2番目、委員につきましては、この別紙の裏面の委員名簿と併せてご覧いただけたらと存じます。構成としましては11名おりますが、学識経験のある者2名、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者4名、市の住民から2名、関係行政機関及び関係法人の職員としまして1名、市立学校の校長の代表として2名、合計11名の方に委員をお願いしているところでございます。

裏面の名簿をご覧いただけたらと存じますが、名簿のうち、7番目と8番目、7番目の橋本氏と8番目の宮崎氏につきましては、市民公募委員でございまして、本年4月1日から5月2日までの間で公募を行いまして、5月20日の選考委員会におきまして、4名の応募者から2名を選考したというものでございます。

本審議会の委員の任期につきましては、令和4年6月20日から令和6年6月19日までの2年間となっております。

別紙、表面に戻りまして、3の活動内容及び会議開催実績等についてでございますが、子どものいじめの防止等に関する施策の審議等のために、昨年度、2回審議会を開催したところでございます。

続きまして、報告第11号についてでございます。

報告第11号の資料、1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧いただけたらと存じます。相模原市子どものいじめに関する調査委員会についてでございます。

1つ目の設置目的等についてでございますが、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に係る事実関係について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することでございます。

続きまして、2、委員についてでございますが、別紙裏面の委員名簿と併せてご覧いただけたらと存じます。

構成といたしましては医師1名、学識経験のある者1名、法律に関し知識経験を有する

者1名、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者1名、合計4名の方に委員をお願いしております。

任期といたしましては、2年となっております、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

別紙、表面に戻りまして、3、活動内容及び会議開催実績等についてでございますが、これにつきましては、平成28年度に1件開催したところでございますが、以降、重大事態の発生がございませんので、開催をしていないという状況でございます。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会及び相模原市子どものいじめに関する調査委員会についてご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 いじめに関する審議会は、既に昨年度、令和3年7月6日、あと8月6日ということで開催されていましたが、どのような意見が出たのか教えていただけたらありがたいです。

松本学校教育課長 主なところといたしましては、本市はいじめの防止に関する施策の中で、特に教職員の人権意識を高めるところについて非常に大事であるというご意見をいただいているところでございます。これを踏まえまして、本市の方でも人権教育施策資料集等の改訂を進めているところでございますけれども、これを教職員に向けて周知徹底を図っているところでございます。

また、いじめの未然防止に関しまして、児童生徒の自己肯定感、互いに認め合うところの人権意識と自己肯定感を高めるところについて、非常に大事でございます。それにおいて、児童生徒の自主的な取組というのも非常に大事であるというご指摘もいただいているところでございます。子どもたちが、学校において互いを認め合って、自己肯定感を高めるところにつきましても、各学校で行っているところでございますけれども、昨年10月、中央区の児童生徒の代表が集まりまして、いじめ防止フォーラムを開催しまして、この子どもたちの自主的な取組等を発表し合いながら、いじめの未然防止のための協議を進めていったところでございますけれども、今後、参加した子どもたちだけでなく、自分たちで未然防止のために何ができるか、お互いを認め合うために何ができるかということについて、それぞれの参加した生徒が学校に持ち帰って、学校の中で広めていって、考えていってほしいということを発信していったところでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 審議会の方は、審議会と併せて施策の充実、また審議会がよりクオリティーの高いものになることによって、調査委員会は平成29年度以降、開催実施なしということですから、継続した形で子どもたちの楽しい学校生活が維持できるような取組をお願いしたいと思っています。

以上です。

岩田委員 調査委員会の方で、重大事態に係る事実関係ということで、そういうときの重大事態というのは定義というか、どういうケースの場合を重大と捉えて、この調査委員会が立ち上がるのかを教えてください。

松本学校教育課長 活動内容のところでございます、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態でございますが、これにつきましては、いじめによって児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときという法的な規定になっている状況でございます。

岩田委員 もちろんこの法律に則っていくと、そうなのだけれども、例えば、今言った子どもの生命に係ることではないけれども、学校の隠蔽体質が強かったみたいな時には、この第28条に引っかからないので、この委員会は立ち上がらないのか、それとも、そういう事案もかなり応用的に使っていくのか、その辺はどうなのですかね。

松本学校教育課長 いじめの件につきまして、基本的には、学校の方で事実関係について調査を進めるところでございますけれども、その事実関係に関して疑義が生じる場合というところも、先ほどの申し上げた重大な被害を生じた疑いがあるというところで、調査委員会が開かれる対象となると捉えているところでございます。

細川学校教育部長 本当にいじめはあってはならないことですし、全ての子どもたちが安心して、安全に生活できることが何よりも大事だと思っています。

そうしたことから、本市の取組ですけれども、学校教育課の人権・児童生徒指導班のところに各区担当の指導主事を配置しております。そして、青少年相談センター、こちら、心のケアを担っておるのですが、その相談班にも各区の担当指導主事があります。併せまして、各中学校区に、これは所管関係なく1人ずつの中学校区担当指導主事というものを配置しております。

今、課長が申しあげましたとおり、まず一義的に情報が教育委員会に入る手だてといたしましては、学校からまず教育委員会に報告がございます。または、学校の報告と併せ

て、または先んじて、当該の児童生徒、保護者から教育委員会のいずれかの機関に連絡が入ります。そうした情報共有を基に、まずは学校の方に指導主事が出向きまして、状況の確認、または、課長が今お伝えしましたように、子どもたち、または保護者への聞き取りが不十分だというときには、その辺りを指導、助言する中で、この起きている事案の性質がどういうものかというものをしっかりと見極めていくことがまず先にございます。

その上で、先ほど学校教育課長がお話した、かなり児童生徒に負担をかけているものだというものと判断される場合には、保護者の意向等々も聞く中で重大事案、または疑いがあるということで適切な対応を図っているところをございます。

以上をございます。

鈴木教育長 ほかに質疑、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件、終了させていただきます。

ここで、前回定例会後の私の活動状況についてご報告いたします。

5月23日、相模原市地域婦人団体連絡協議会の総会に出席いたしました。5月31日には、横浜国大の教育学部長と面談をいたしまして、やはり今、教員養成の部分でいろいろ課題が出てきていますので、相模原市の小学校の方では学校と連携して、学生さんを学校参観という形で受け入れています、その取組が非常に学生にとってはいいと、自分が教員になったときのイメージが持てるので、ぜひ、その活動は続けていただきたいというお話をいただきました。学校に1日いることによって、自分が教員に向いているのか、向いていないのか、そういうことがあらかじめ分かるので、非常に参考になりますというお話をいただきました。

また、6月4日には、湘北の退職教職員の会の創立30周年の記念式典に出席いたしまして、ここで、教員免許更新制が廃止されますので、退職する教員の先生方の免許が復活しますから、ぜひ学校に協力をというお話をしましたが、なかなか厳しいというか、今の学校のイメージが、どうもGIGAスクールのイメージが非常に強くて、自分たちにできるだろうかと。でも、そういう中でも、協力いただける方はぜひ教育委員会の方にご連絡をいただきたいというお話をさせていただきました。

そのほか、市議会の方に出席をさせていただいています。

では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。次回は、7月15日金曜日、午前9時30分から第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は、7月15日金曜日、午前9時30分からの開催予定といたし

ます。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議については公開しない会議といたしますので、関係する職員以外の方は退室してください。

(休憩・10:05～10:08)

#### 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程1、議案第28号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 それでは、議案第28号につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

恐れ入ります。議案第28号別紙、令和4年度相模原市一般会計補正予算第4号教育委員会所掌分の4ページをお開きください。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。「款50 教育費」でございりますが、補正前の歳出予算額447億5,091万円から5,400万円を増額し、計448億492万円とするものです。

次に、教育委員会の所掌に係る補正についてご説明申し上げます。

「項5 教育総務費」、「目20 学校給食センター費」、「項10 小学校費」、「目10 学校保健費」及び「項15 中学校費」、「目10 学校保健費」でございませうけれども、コロナ禍における食材費の高騰に伴い、小中学校等において、保護者負担を増すことなく、これまでどおり、栄養バランスや量を保った学校給食を実施するため、食材費の高騰分の経費を増額するものでございます。

下段でございます。「項18 幼稚園費」、「目5 幼稚園費」につきましては、コロナ禍における食材費の高騰に伴い、公立幼稚園を利用している子育て世帯への給食費の負担増を抑制するため、食材費の高騰分の経費を増額するものでございます。

続きまして、関連する歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、2ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款55 国庫支出金」、「項10 国庫補助金」、「目5 総務費国庫補助金」でございますが、食材費の高騰分の経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これについては、総合緊急対策ということで、国の方で補正予算が成立しておりますけれども、それを見込むということでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 この5,400万円で足りるのかと。食材費も含めて、毎日のようにニュースでやっていますけれども、その辺の目算はいかがなのでしょう。

鈴木学校給食課長 今回、計上させていただきました金額につきましては、1食当たり10円、1人10円という金額で積算をさせていただいております。既にもう食材費の高騰が始まってございまして、4月から6月については、そうした食材費が上昇した中で、各学校、現状の給食費の中でいろいろな工夫をして乗り切っているという状況でございます。具体的に申し上げますと、既製品を手作りに替えてみたり、あるいは、揚げ物を少なめの油で揚げたり、いろいろな工夫をしていただきながら現状の高騰を乗り切っているという状況でございます。

今現在、高騰がどの程度かという、1食当たり、平均で大体10円ぐらいになってございます。7月以降の分について、この交付金を充てさせていただくということでございまして、7月以降、さらに10円上がっても大丈夫なように今回、数字を設定させていただいたというものでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 ちなみに今、小学校、中学校の1食当たり幾らなのか教えてください。

鈴木学校給食課長 中学校につきましては330円、それから小学校につきましては270円でございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 そのうちの食材の占める割合というのは。

鈴木教育長 全て食材です。参考に、主食と副食の割合は。

鈴木学校給食課長 概ねでございますけれども、ご飯が概ね50円程度、それから牛乳が55円、それ以外がおかずに係る経費になってございます。

これはその日のメニューによって変わってまいりますけれども、ならずとこのくらいということでございます。

ちなみに、ご飯、牛乳については、まだ値上がりがほとんどないという状況でございます。副食の部分の食材費が上がっているという状況でございます。

以上でございます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

議案第28号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたします。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午前10時15分 閉会